

●令和6年度フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣の基本方針

〔令和6年2月29日〕
日本学術会議第363回幹事会決定

国際学術プログラムであるフューチャー・アースの推進を図るため、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（以下「内規」という。）に基づき、令和6年度におけるフューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣の基本方針を以下のとおり定める。

フューチャー・アースにおいては、国際事務局の一部として機能している日本ハブに対し、日本学術会議がその主要支持機関として関わっていること、また、日本学術会議連携会員が国際事務局日本ハブ事務局長を務めていることから、令和6年度の内規第55条の各区分における国際会議等への代表者の派遣は下記の考えに基づいて行う。

(1) 第1区分

- ・フューチャー・アースの国際的な推進体制の中心である総会（Assembly）、評議会（GC: Governing Council）及び国際事務局が行う会議へ国際事務局日本ハブ事務局長（連携会員）を含む会員等を派遣する。
- ・本年度、オンライン開催を含め、総会は1回程度、GCは4回程度、国際事務局会合は数回程度の開催が見込まれる。

(2) 第2区分

- ・フューチャー・アースの実施に当たり、国際事務局が行う会議へ国際事務局日本ハブ事務局長（連携会員）を含む会員等を派遣する。
- ・具体的には、日本学術会議の会員等がその推進に携わるグローバル研究ネットワーク（GRNs: Global Research Networks）に関する会議等への派遣を行う。
- ・上記については本年度それぞれ数回程度見込まれる。

(3) 第3区分

- ・フューチャー・アースに関する活動を広報周知するため、国際学術団体等が行う会議へ国際事務局日本ハブ事務局長（連携会員）を含む会員等を派遣する。
- ・上記に当たっては、国連の行う会議等の分野横断的、あるいは地域的な広がりがあるものを優先する。
- ・さらに、予算の状況に応じフューチャー・アースに関連するその他のグローバル研究ネットワーク（GRNs: Global Research Networks）に関する会議へ会員等を派遣する。

本基本方針に基づいて国際会議等への代表者の派遣を行う場合は、別添の様式にて事前に幹事会の議決に付すものとする。

令和6年度フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣

| 番号 | 国際会議等 | 会 期 | | 開催地及び用務地 | 派遣候補者 (職名) | 備 考 |
|----|-------|-----|---|----------|---------------|-----|
| | | | 計 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |